

士業(専門家)派遣

- 建替え等に関して、建築計画、権利関係の調整や税金、相続、資金計画等に関する相談を受けるため、建築士、弁護士、税理士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を個別権利者に派遣します。

〔派遣の対象者〕

老朽建築物又はその建築物が建っている土地の所有権を有する個人

〔派遣内容と派遣限度〕

- 権利の移転や建替え等に関する相談に対して専門家を派遣(無料)
- 1回の相談は2時間程度
- 再相談については1年間に5回までできますが、その都度、派遣申請を行う必要があります。



固定資産税・都市計画税の減免

(東京都)

- 老朽建築物の除却・建替えにあたり、住宅又は建物除却後の更地がそれぞれ減免の要件を満たす場合に、固定資産税等の減免(最長5年間)を受けることができます。

助成金手続きの流れ

- 建替え等をお考えの方は、まず地域整備第三課へご相談下さい。

助成制度をご利用いただく場合、建替え等を計画する段階から、助成金を受けるまでの流れは次のとおりです。**工事着手後は承認申請及び助成はできません。ご注意ください。**

